

## フランス第三共和制下の選挙改革（二）

只野雅人

はじめに——検討の視角と対象

I. 前史——制限選挙から普通選挙へ

II. 第三共和制下の選挙制度と選挙改革

一. アロンディスマン投票制の確立

1. 制定の経緯

2. 制度の問題点

(1)選挙区間の定数不均衡

(2)得票率・議席率の乖離——二回投票制の問題

(3)選挙における不正・買収

(以上前号)

(4)政治風俗の問題

二. 選挙改革の展開——比例代表制の模索と挫折

(1)改革の理論

(2)一九一九年七月一二日法——制定の経緯とメカニズム

(3)一九一九年法の問題点

(4)アロンディスマン投票制への回帰と残された問題

III. 憲法理論と選挙改革

(以下次号)

むすび

2. 制度の問題点

(4)政治風俗の問題

以上三点にわたりアロンディスマン投票制の問題点を見てきたが、それらにもまして選挙改革（比例代表制の導入）を促したのは、当時の腐敗した政治慣行——しばしば政治風俗（mœurs politiques）と呼ばれた——であった。小選

挙区と中央集権的行政機構は、選挙運動を通じての固有の意味での不正・買収に止どまらず、政府を主役とする選挙干渉、更には代議士と選挙区との癒着を生み出していったのである。

既に述べたように、一八七五年にアロンディスマン投票制が導入された際、保守派は第二帝政下の「公認立候補」の復活を目論んでいた。事実、一八七六・七七年の選挙では、政府による激しい選挙干渉が行われている。その後、左翼が権力を握ってからも、やはり公認立候補同然の慣行が残存した。ガーナーは、当時の状況を以下のように描いている。

「影響力ある代議士の再選が望まれるときにはいつでも、政府は彼の選挙区に対して気前のよい約束をするばかりか、自らの望むところを知事から学校の教師、タバコ販売店、郵便配達人、道路監視官に至るまで周知徹底させる。これらの公務員の多くはその地方の代議士のおかげでその職を得ており、彼等の昇進は代議士次第である。結果として、彼等は、政府の臆員<sup>(1)</sup>を得ている代議士の選挙に奔走することになる」。

政府によるこうした選挙干渉は、代議士を選挙区の「主人」にすると同時に、他方では彼をその選挙区に従属させることにもなった。投票の見返りとしての選挙区の支持者の要求——補助金の配分、公職への就任・昇進、更には勲章の授与等の公的便益の提供——を無視しては、当選が望めないからである。代議士は、大部分の時間を議院（Chambre）での活動よりも大臣の控え室（anti-chambre）で支持者への便宜を求めることに費やす。他方、大臣の側も、内閣の不安定によりその地位を常に脅かされていたため、代議士の支持を求めて色<sup>(2)</sup>良い返事を行う。

こうした状況のもとでは、選挙は政策よりも選挙区や個人の利害をめぐる行われることになる。「選挙改革のチャンピオン」Ch. プノワは、この点につき以下のように述べている。「この投票制度は、選挙区の世論の正確な尺度よりも、むしろ個人の人気<sup>3)</sup>の尺度を提供する。それは、当選者を国民の一般利益の代表者ではなく、たいていは選挙人の私的事務の管理者にする。それは腐敗の種を蒔き、当選者の思考と行動を選挙地盤の狭い限度に<sup>3)</sup>限ってしまう」。代議士を「段々に奴隷化し、一般利益の受任者から私的利益の代理人<sup>(4)</sup>に変える」この投票制の改革こそが、選挙改革の最大の眼目となる。

既に述べたように、普通選挙の導入は有権者に対する議員の従属をもたらし、

それが伝統的な代表制の変容、更には比例代表制を求める選挙改革運動を生み出すことになった。両者の緊密な関係を前提にしてこそ初めて「国民の縮図」としての議会を創出する選挙制度の要求は正当化される。だが、ここで注意すべきは、代議士は「全国民の代表」であり、議会が制定する法律は「一般意思の表明」でなければならないという点である。普通選挙制度は確かに議員と有権者の関係を一変させたが、第三共和制下のフランスでは、その関係は一部で当時の政治慣行によって矮小化され、本来の理念から逸脱していたという点にも併せて留意しておく必要がある。

## 二. 選挙改革の展開——比例代表制の模索と挫折

### (1) 改革の理論<sup>(5)</sup>

既に触れたように、当時のフランスでは、選挙制度の問題は単記投票制（郡選挙区）か名簿式投票制（県選挙区）かという形で論じられることも少なくなかった。名簿式投票制の利点としては、選挙区の拡大により選挙戦の争点が大きくなり、人の争いではなく理念・政策の争いになること、不正が困難になること等<sup>(6)</sup>があげられていた。また、選挙区の拡大により、選挙区間の定数不均衡の減少も見込まれる。しかし、選挙が多数代表原理に基づきなされる限り、「死票」<sup>(7)</sup>や得票率と議席率の乖離の問題は解決されない。従って、上記の諸問題の解決には、比例代表制の導入が不可欠であると考えられていた。選挙改革運動のイデオログの一人、G. ラシャペルは、一九一三年に出版された『政党の比例代表』と題するパンフレットの中で、上記のようなアロンディスマン投票制の様々な問題点を厳しく糾弾した上で、比例代表制導入の必要性を以下のよう<sup>(8)</sup>に基礎づけている。

「選挙戦が明確かつ精確な綱領に関わることが、そしてこの綱領が考えを同じくする候補者を支持する大政党に守られることが必要なのである。だが、まさしくそれゆえに、議席を保持するためには、墮落して買収に走るのではなければ協定と駆け引きに熱中することを代議士に余儀無くする選挙法により、その組織と規律が不可能にされてはならないのだ」。「アロンディスマン投票制は我々の政治上の悪と欠陥の本質的要因である。従って、必要な治療はその廃止である。協定と駆け引きを全選挙区に波及させるために単記投票制の欠陥を悪化させる多数代表名簿式投票によってではなく、例外なく全政党にとって公正な比

例代表制によってそれを置き換えねばならない」<sup>(9)</sup>。

また、社会党の代議士ブラックも、議会での演説において、「澱んだ水溜まり」の浄化と政党を形成して世論の大きな流れを引き出すことの必要性、更には全ての選挙人が国政に影響を有することで一般意思を引き出さねばならないことを説き、国民代表は「フランスの肖像画、その形状及び比例して代表されるその諸特徴をともなったフランスの政治地図」でなければならぬとして、<sup>(10)</sup> 比例代表制の導入を主張している。

ここにみられる「選挙＝政党を媒介とした政策の選択」「国民の縮図としての議会」といった理念は、制限選挙下の代表制に適合的なものではない。そこには、それが意識的なものにせよ無意識にせよ、普通選挙後に生じてきた議会と国民の関係の変化の痕跡を認めることができよう。比例代表制は、かかる議会・代表制像に適合的な制度として捉えられていたのである（この点についての法的観点からの検討はⅢで行う）。

しかし、こうした一部の改革論者の主張にもかかわらず、議会での選挙改革は、各政党の思惑から当初の理念を徐々に逸脱して行く。

#### (2)一九一九年七月一二日法——制定の経緯とメカニズム<sup>(11)</sup>

制定の経緯 ベルギーは、一八九九年、立法府選挙に比例代表制を導入した。これに触発されて、フランスでも「比例代表制同盟」が結成され、その研究成果を受けて、一九〇三年、ミル、ブノワらが代議院に比例代表制法案を提出した。この法案は、拘束名簿方式をとらず選挙人による名簿順位の入れ替えを認めてはいたが、比例代表制の原則に極めて忠実な制度を採用していた。しかし、<sup>(12)</sup> 法案の審議は難行し、その過程で多くの譲歩が積み重ねられて行く。

比例代表制反対の急先鋒は、アロンディスマン投票制の最大の受益者、急進社会党である。同党は、議席配分の上でも、また立候補の取下げによっても極めて有利な地位にあったが、更に、一貫して政権の中枢にあったため、常に買収や利益誘導の受益者たり得た。一方、不利益を被っていた右翼と社会党は、比例代表制の導入を要求した。しかしその真意は、公正な選挙制度の実現よりも、むしろ急進社会党にとって常に有利に働く二回投票制の廃止にあった。それゆえ、代議院・上院の双方で比例代表制に対して強硬な抵抗を続ける急進派に対して度重なる譲歩がなされ、比例代表制の原則は徐々に空洞化されてゆく。

結果として、第一次世界大戦終結後によく可決された一九一九年七月一二日法は、比例代表制の実態をほとんど失っていた。

メカニズム<sup>(13)</sup> 「代議院の構成員は、県ごとの名簿式投票で選挙される」（一条）。名簿は選挙区（定数を越える場合には、県は定数三名以上の選挙区に分割される）ごとに構成される。名簿の候補者数は選挙区の定数を上回ることはいないが、それ以下でも構わない（不完全名簿の容認）。当該選挙区有権者一〇〇名以上の署名があれば、個人の立候補も可能である。この場合、個人が一名簿を構成するものと見做される（以上五条）。

各選挙人は、選挙区の定数と同数の票を有する。それらを異なる名簿に投じることが可能であるが（パナシャーージュ＝名簿の組み替えの容認）、同一候補に複数の票を投じることができない。

議席の配分は三段階にわたり、極めて複雑である。①先ず絶対多数を得た候補者（名簿ではない）が配分議席数の限度内で当選を宣せられる。②剰余議席がある場合には、各名簿の平均得票（名簿ごとの各候補の得票の総計÷各名簿の候補者数—選挙区の配分議席数ではない）を当選基数（当該選挙区の有効投票者数÷配分議席数）で除し、その商と同数の議席が各名簿に配分される。③なお剰余議席がある場合には、平均得票数が最大の名簿にその全てが与えられる。名簿内部では、得票順に当選が宣せられる（以上一〇条）。個人候補は、絶対多数の得票をした場合を除き、他の名簿に属する候補者が彼以上の得票をしていれば、その全てが当選するまでは議席の配分を受けることができない（一一条）。その得票が自らの属している名簿の平均の二分の一に達していない候補者は当選できない（一二条）。

### (3)一九一九年法の問題点

一九一九年法は、以上のように、本来調和し得ない多数代表・比例代表の両原理を折衷したものであった。しかし実際に優位したのは、多数代表原理である。同法については以下のような様々な問題点を指摘することができる。

①絶対多数を得た候補者が先ず当選となるため、選挙区によっては多数代表名簿式投票と同様の結果が生じる。一九一九年の選挙では、二〇の県で一つの名簿が絶対多数獲得により全議席を独占した（なお、以下の実例は全て一九一九年の選挙の際のものである）。例えば、ヨーヌ県では、ある名簿が約一五万

六〇〇〇票（名簿の総得票数）で五議席を独占したが、競合名簿は十四万九〇〇〇票を獲得しながら一議席も得られなかつた。<sup>(14)</sup>

②絶対多数を得た候補者が先ず当選となるため、当選基数による配分の段階で配分議席数が剰余議席数を上回り、各党の配分議席への権利が競合することがあり得る。この場合、全候補者のうち最大の得票をしたものに——結果としてその候補者が属する名簿に——剰余議席が配分される（一二条）。既に絶対多数により議席配分を受けている名簿（絶対多数の得票をした候補者を擁する名簿）の優位は明らかである。例えば、セーヌ・エ・オワーズ県（当選基数一万四二八三）では、ある名簿が平均得票約八万六〇〇〇票で二議席全てを独占したが（絶対多数により九議席・当選基数により三議席）、他方当選基数による配分で二議席の権利を有していた名簿二つと（平均得票はそれぞれ、約三万六〇〇〇票、三万七〇〇〇票）、一議席の権利を有していた名簿一つ（同、二万一〇〇〇票）は、一議席も得られなかつた。<sup>(15)</sup>

③当選基数による配分後もなお剰余議席があれば、平均得票が最大の名簿にその全てが与えられる。ここでも多数派が優遇される。ドルドーニュ県では、ある名簿が約三万二〇〇〇票で六議席中五議席（そのうち三議席は最大平均による）を得た。他に得票二万を越える名簿が二つ、一万を越えるものが三つあつたが、そのうち一つが議席を得たに止どまる。<sup>(16)</sup>

このように、一九一九年法は多数派に対して二重の特典（絶対多数と相対多数<sup>(17)</sup>に対して）を与えていた。その結果、選挙協定の成否が二回投票制の場合以上に大きな意味を持つことになった。一九一九年の選挙は、左翼・急進社会党の協力を得た国民連合（共和派連合・保守党）の圧勝に終わった。共和派連合は二二パーセントの得票率で三三パーセントの議席を得た。他方、分裂した左翼では、社会党が二パーセントの得票をしながら——パーセントの議席しか得られなかつたのを始め、急進社会党も議席率が得票率をわずかに下回った。逆に、一九二四年の選挙では、選挙協定の締結に成功した左翼カルテルが二六六議席を奪った。得票面では左翼カルテルを一〇万票以上も上回った旧国民連合は、規律を欠いたため二二九議席に止どまった。<sup>(18)</sup>以上からも明らかなように、一九一九年法は選挙改革の目的を達するどころか、ある面では従来の制度の欠陥を一層悪化させたのである。

他方、選挙区間の定数不均衡の問題はどうであろうか。一九一九年法による

議席配分原理は以下の通りである。各県には、フランス人人口七万五〇〇〇人及び三万七五〇〇人を越える部分につき、一議席が与えられる。また、各県には、人口にかかわらず最低三議席が配分される。ただし、戦争直後であることを考慮し、「暫定的に、新たな調査が行なわれるまでは、各県は現在配分されている議席を有する」（以上二条）。従って、一九一九年の選挙は、一九一四年と同様の議席配分で行われた。定数六を越える県は定数三名以上の選挙区に分割される。但し、戦争による被害が大きかった県については、一九一九年についてのみ分割されないものとされた（三条）。

このように、各県の定数は戦前のままだったが、郡に代わって県が選挙区となったため、不平等がかなり小さくなったのは確かである。代議士一人当たりの有権者数で見ると、最少は六二七二人（バス・ザルプ県）、最大は二万四七九〇人（メヌ・エ・ロワール県）であり、格差はおよそ四倍である。<sup>(19)</sup>戦前に比べればかなりの改善がみられるが（一九一四年には、最大三万三一一六人、最少三四二二人）、<sup>(20)</sup>しかしなお一九一九年法二条に基づく抜本是正が必要であった。

一九二一年の人口調査後、議会は不均衡の是正に着手した。しかし、新たな定数配分では、一九一九年法の配分原理は原則的には維持されたものの、多くの修正を被ることになった。抜本是正はなされなかったのである。最大格差こそ三倍弱に縮まったが（最大はオート・サヴォワ県の二万五五七五人、最少はオート・ザルプ県の八八八九人。いずれも代議士一人当たりの有権者数）、<sup>(21)</sup>全代的には一九一九年同様の不平等が存在した。以下の表がそれを示している。

表1 代議士一人が代表するフランス人人口(1924年)

人口/代議士数(万人)	2～3	3～4	4～5	5～6	6～7	7～8
県の数	2	1	3	9	57	18

\* 全国平均は六万三三〇一人、最大は七万四八九三人(オーブ県)、  
最少は二万八九五一人(オート・ザルプ県)である。

\* 法律に倣い、フランス人人口を基準とした。

#### (4)アロンディスマン投票制への回帰と残された問題

このように多くの問題を抱えた一九一九年法は、しかしながら、一九一九年・一九二四年の二回の選挙に適用されたのみで、再度アロンディスマン投票制が復活する。一九一九年の選挙で大敗した社会党は同法に根強い不信感を抱き、

急進社会党と共にアロンディスマン投票制支持に傾いたためである。右翼はこの改正に反対したが、その真意は二回投票制の阻止、すなわち一九一九年法の維持<sup>(22)</sup>にあった。新たに成立した一九二七年七月二日法は、二回の投票の期間を二週間から一週間に短縮した点を除いては、従来の仕組みをほぼそのまま踏襲<sup>(23)</sup>した。選挙改革が失敗に終わった結果<sup>(24)</sup>、従来の問題点もそのまま残されることになった。

定数不均衡 不均衡是正の試みは幾度かなされたものの、そのいずれもがほとんど成果を上げることはできな<sup>(25)</sup>かった。その結果、第三共和制最後の選挙が行われた一九三六年には、一九一四年同様の不平等が、しかも一層はつきりした形で生じることになった。以下の表は、一九三六年のフランス本土の五九八選挙区を人口別に分類したものであるが、一八七五年と比べると過大代表の選挙区が大きく増加している（理想代表数は六万九九五八<sup>(26)</sup>人）。人口増加地域の被る不平等が一層拡大していることがここから窺われよう<sup>(27)</sup>。

表2 人口別の選挙区数(1936年)

過大代表		過小代表	
選挙区の規模	数	選挙区の規模	数
20000 ~ 30000	5	70000 ~ 80000	76
30000 ~ 40000	16	80000 ~ 90000	66
40000 ~ 50000	86	90000 ~ 100000	50
50000 ~ 60000	119	100000 ~ 110000	31
60000 ~ 70000	121	110000 ~ 130000	25
		130000 ~	3
	347		251

更に、同一県内においても、人口密集地とそれ以外の部分の間にかかなりの不均衡<sup>(28)</sup>がみられた。この傾向は大都市パリを抱えるセーヌ県においては一層顕著である。全六〇選挙区のうち、中心部（パリ市）の三九選挙区では過大代表一九、過小代表二〇であるが、郊外の二一選挙区（サン・デニ郡、ソー郡）では過大代表を享受したのは僅かに二選挙区である。更に、パリ市内の選挙区間にも格差が存在する。中心の十五選挙区のうち過小代表は四であるが、その周囲を囲む二四選挙区では、一六選挙区が過小代表となっている<sup>(29)</sup>。ちなみに、過小代表を被った新市街区・郊外は、いずれも「赤いベルト」と呼ばれる共産党の強力な支持基盤であった。



最後に、定数不均衡が政党に及ぼす影響についてみると、やはり一九一四年同様に急進社会党がその最大の受益者となっている。同党が議席を得た選挙区の三分の二以上が過大代表の選挙区である。社会党・右翼については、若干の過大代表となっている<sup>(30)</sup>。他方、共産党は、議席を得た選挙区の四分之三以上が過小代表となっている。また、七二議席のうち、二三が人口一〇万人を越える選挙区で得たものである。同党は、定数不均衡の最大の被害者であった<sup>(31)</sup>。

**得票率と議席率の乖離** 以下の表は、一九二八年・一九三二年・一九三六年の各選挙における各党の得票率と議席率を示したものであるが、やはり戦前同様の傾向を見て取ることができる<sup>(32)</sup>。選挙の帰趨を決したのは党派間の選挙協定の成否であり、その最大の受益者は急進社会党であった。

表3 党派別の得票率・議席率

	1928年	1932年	1936年
共 産 党	11.26%	8.32%	15.25%
	2.33%	1.98%	11.84%
左 翼 諸 派	5.43%	6.20%	7.60%
	5.81%	7.93%	9.21%
社 会 党	18.05%	20.52%	19.85%
	16.45%	21.32%	24.51%
急進社会党	17.77%	19.19%	14.46%
	19.93%	25.95%	17.93%
右 翼	47.44%	45.74%	42.67%
	55.48%	42.82%	36.51%

\* 上段が得票率・下段が議席率である。

\* 以上のほかにも分類不能の候補者が若干存在する。

一九二八年には、急進社会党・社会主義共和派・社会党の選挙協定により、急進社会党八七人、社会党六七人が当選した。だが、共産党がこれに加わらなかったため、左翼は六七議席を失った。結果として、右翼は得票率を大きく上回る議席を得た<sup>(33)</sup>。一九三二年には、逆に、二回投票制は左翼に有利に働いた。共産党はやはり立候補の取下げに応じなかったが、第二回目の投票で支持者を十分に規律することができず、約五十万票が他の左翼候補に流れたため、左翼三派は五三議席を過大に得ることになった<sup>(34)</sup>。

「人民戦線」(共産党を含む左翼)と「国民戦線」(右翼)の対決となった一九三六年についてはやや事情が異なる。両陣営内で厳格な規律が作用したため、

二回目の投票はイギリス型（小選挙区・二大政党制）に近い結果となり、得票の差が議席面で大きく拡大された。二回目の投票が行われた三二二選挙区のうち、人民戦線は約三一〇万票で二五六議席を獲得したが、国民戦線の議席は二五〇万を越える得票にもかかわらず七六であった。これが全体の選挙結果にも影響を与えた。人民戦線内部では、全体としては一回目の投票でトップとなった候補者のために立候補の取下げがなされた。しかし、人民戦線内部のこうした強固な規律にもかかわらず、急進社会党は四〇選挙区で右翼と選挙協定を結び、そのうち一〇選挙区では同党の候補が人民戦線候補を破っている。アロンディスマン投票制は、<sup>(36)</sup>なおも急進社会党に有利に働いたのである。

以上で見てきたように、普通選挙が定着した第三共和制下のフランスにおいて、当時の制度が生み出す様々な問題点を比例代表制の導入により解決しようとした選挙改革運動は失敗に終わり、多くの問題点が未解決のまま残されることになった。しかし、こうした比例代表制をめぐる議論は、当時草創期にあったフランス憲法理論に大きなインパクトを与える。普通選挙導入と共に事実のレベルで生じていた議員と有権者の関係の変化を背景にして、比例代表制と主権・代表制原理との関係をめぐる論争が交わされ、現在の主権・代表制論の諸潮流の原型が形成されてゆく。この点の検討が続くⅢの課題である。

#### 〔註〕

- (1) J. W. Garner, op.cit., p.621. 一九〇二年の選挙の際、コンブ内閣は各県知事に宛て以下のような通達を發したという。「諸君の責任の元にあらゆる公務員に向けて政治的影響を行使することが諸君の責務である。諸君の行政において、諸君は意見や党派の区別なく誰をも公平に扱わねばならないが、諸君の義務は諸君の人民のうち、共和制的制度に対する紛うかたなき忠誠を示した者にのみ便宜を留保することを命じる」(G. Lachapelle, op.cit., p.84)。
- (2) L. Duguit, *Traité de droit constitutionnel*, 4<sup>e</sup>ed, 1928, t.IV, p.723 (以下ではL. Duguit, *Traité*と略称し、版・出版年・巻号を示す) : J. W. Garner, op.cit., pp.616—619 : R. Poincaré, “Vues politiques”, *La Revue de Paris*, N°8 1910, pp.848—849 などを参照。
- (3) Ch. Benoist, *Pour la réforme électorale*, 1908, p.123.
- (4) F. Goguel, *La politique des partis sous la III<sup>e</sup> République*, 5<sup>e</sup>ed, 1987, p.134.

- (5) ここでは政治的レベル議論のみを扱う。法的観点からの検討はⅢで行う。
- (6) 他方、単記投票制の利点としては、通常、選挙人が候補者をよく知ることができ、両者の間に緊密な関係が生まれるという点があげられていた。こうした点については、L. Duguit, *Traité*, 4<sup>e</sup>ed, 1928, t.IV, p.721: A. Esmein, *Éléments de droit constitutionnel français et comparé* (Revue par H. Nezard), 8<sup>e</sup>ed, 1927, t. I, p.339 et s. (以下、A. Esmein, *Éléments* と略称し、巻号のみ示す)などを参照。
- (7) ラシャペルは、名簿式投票で行われた一八八五年の選挙につき、代表された票四〇四万二九六四、代表されなかった票六〇〇万という数字をあげている (G. Lachapelle, op.cit.,p.217)。例えば、ドルドーニュ県では、得票差が僅かであったにもかかわらず、保守派の八人の候補 (六万七四四票～六万一一二票) 全員が当選し、共和派の候補八人 (五万七一九一票～五万八五九一票) は全員落選した (P. Campbell, op.cit.,pp.76—77)。
- (8) G. Lachapelle, *La représentation proportionnelle des partis politiques*, 1913.
- (9) *ibid.*,pp.14—15.
- (10) J. O., Chambre, Débats, 21 mars 1919, p.1390.
- (11) 正文については、L. Duguit et al.,op.cit.,p.355
- (12) 選挙改革に関する文献は極めて多いが、その概要を知るにはさしあたり以下の文献が便利である。J. M. Cotteret et al.,op.cit.,p.18 et s.: A. Esmein, *Éléments*, t. II, p.330 et s.: G. Lachapelle, *Les régimes électoraux*, p. 144 et s.
- (13) A. Bosc, op.cit.,p.24 et s.: P. Campbell, op.cit.,pp.90—95 : J. M. Cotteret et al.,op.cit.,p.285—289.
- (14) A. Bosc, op.cit.,pp.35—36.
- (15) *ibid.*,pp.36—38.
- (16) *ibid.*,pp.38—40.
- (17) もっとも、常に多数派が優遇されていたわけではない。セーヌ三区では、同一会派が名簿を二つに別けて選挙にのぞみ、当選基数による配分により双方合わせて五議席を得ている。単一の名簿であれば、当選基数による獲得議席は二であった (*ibid.*,pp.43—44)。こうした不都合を解消するため、一九二四年三月一五日法は不完全名簿を禁じるに至った (同法の正文につき、L. Duguit et al.,op.cit.,pp.346—347)。
- (18) G. Lachapelle, *Les régimes électoraux*, p.155—156. 党派別の得票率・議席率につきより詳しくは、杉原・史的展開166頁参照。
- (19) M.-Therese et A. Lancelot, op.cit.,p.44. 有権者数を指標としたのは、戦争による人口減少があるため一九一一年の人口調査の結果を利用できないからである。戦後最初の調査は、一九二一年に行われた。
- (20) *ibid.*,p.43.
- (21) 定数は正の経緯につき、L. Duguit, *Traité*, 4<sup>e</sup> ed, 1928, t.IV, pp.115—118 参照。表は、以下の文献により筆者が作製した。なお、複数の選挙区に分

- 割された場合でも、表では一県として扱っている。M.-Therese et A. Lancelot, op.cit.,p.76 : *Résultats Statistiques du recensement général de la population* (le 7 mars 1926), t. I, 1<sup>ère</sup> partie, pp.110—111.
- (22) この経緯については、J. M. Cotteret et al.,op.cit.,pp.15—16 : L. Duguit, *Traité*, 4<sup>e</sup> ed, 1928, t.IV, pp.110—114 : A. Esmein, *Éléments*, t. II, p.358 et s. 参照。
- (23) 同法の正文については、L. Duguit et al.,op.cit.,p.351 et s.
- (24) この後の選挙改革の動向については、J. M. Cotteret et al.,op.cit.,p.22 et s. 参照。
- (25) *ibid.*,p.32 et s.
- (26) *ibid.*,p.176 による。J. Laferrière, op.cit.,p.587. により若干の補正を行った。
- (27) J. M. Cotteret et al.,op.cit.,p.168 et s.
- (28) *ibid.*,p.172.
- (29) *ibid.*,pp.174—175.
- (30) 一九一四年に比べて社会党の過大代表選挙区での当選者が増えたのは、同党の中・南部（小農地帯）での支持基盤が拡大したためと考えられる。
- (31) J. M. Cotteret et al.,op.cit.,p.257.
- (32) 杉原・史的展開166頁の表に筆者が修正を加えた。左翼諸派・独立社会党・社会共和党は左翼諸派、それ以外の諸党派は右翼として一括した。
- (33) G. Lachapelle, *Les régimes électoraux*, pp.157—161.
- (34) *ibid.*,pp.161—166.
- (35) J. M. Cotteret et al.,op.cit.,p.266 et s.
- (36) *ibid.*,pp.278—279.